

令和7年度 第11回杵築市農業委員会総会議事録

令和8年2月6日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館
2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋雄蔵	2番	長友礼子	3番	藤原洋三
4番	小野弘文	5番	田坂圭司	6番	阿部正俊
7番	古宮輝美	8番	永野恵	9番	河野秀徳
10番	岩尾一也	11番	藤松美潮	12番	廣石良幸
13番	松田司	14番	木村房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

1番 宇留嶋雄蔵 8番 永野恵

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河村全明	緒方幸茂	工藤健司	川野勝彦	杉本幸雄
片岡正子	藤崎公德	荒巻良直	三浦政己	川崎孝子
古宮政俊	加藤定一	甲斐義信	伊藤美生	宮本達夫
豊田健二	野田由紀	三浦真治		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐藤敬一	次長兼農地・管理係長	中根幹雄
農地・管理係主査	梶原由紀子	農地・管理係主査	阿部貴之

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 46 号 農地法第3条の申請について

議案第 47 号 農地法第4条の申請について

議案第 48 号 非農地証明願いについて

議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画(案)の所有権移転について

議案第 51 号 令和8年度農作業標準料金の設定について

報告第 12 号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに
使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和7年度第11回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9 : 35 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、9番、河野秀徳委員、10番、岩尾一也委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より中根次長並びに阿部主査を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第46号から議案第51号までの5議案36件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第46号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	事務局の阿部です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第46号」農地法第3条の申請について 農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳。譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]、地番[]、地目、台帳現況ともに田、地積[]m ² 、他2筆、合計3筆の[]m ² 。譲受人の経営面積は、田畑合わせて[]a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	1月20日に委員と事務局2名と[]氏で現地確認を行いました。現地は[]裏手の[]地区です。[]さんは[]歳で高齢ですので今後の管理が難しく、今回の申請となりました。譲受人の[]は[]歳ですが、後継者がおり、稲作の機械が揃っていますので、問題ないと思います。審議をお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	[]さんと[]さんの関係性についても問題ないと思います。譲受人の[]氏も真面目な方で、農業に取り組むとのことなので問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺農地を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は、現在、会社勤めをされていますが、退職し農業に専念することと、既に申請地も耕作しており、取得後も、引き続き水稻を栽培していくことから、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。

	以上です。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	農業委員と事務局2名と■■■■さんで現地確認を行いました。場所は■■■■の裏を徒歩で2～3分歩いたところです。譲受人は野菜・麦・水稻等を作付けしており、今回の土地の隣接地も所有しています。相手方の要望による所有権移転の申請のようです。今回の土地では水稻と小麦を植える予定です。農機具は耕運機、田植え機、トラクターなどを持っています。常時雇用の方は1名、6年以上の農業経験があるので十分と思います。■■■■が作っていた土地で、管理が行き届いています。問題ないと思っていますので、審議をお願いします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■委員	■■■さんは年齢が高いですが、パートさんを入れながらしっかり耕作しているとのこと、隣の土地も耕作中ですので、問題ないと思います。次回はその隣の土地も申請するとのことなので、よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。市外在住で管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住し、周辺農地も耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は譲渡人と知人であり、申請地周辺及び隣接地を耕作しています。申請地は、これまで■■■■が管理していましたが、譲受人が受けることにより、周辺農地一帯が譲受人の耕作農地となります。取得後は、水稻、小麦を耕作することから、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、他2筆、合計3筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■aです。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	3番について、■■■■農業委員より説明願います。

委員	1月19日に事務局と委員と現地確認を行いました。場所はから方面にあがって突き当りの家がさんの自宅ですが、その周辺となっています。自宅隣接地は白菜等の野菜がすでに植えられて管理されていました。道路沿い下側の土地は草刈りされていて管理されている状態でした。もうひとつはの横にある土地ですが、管理されていてすぐに野菜を植えられる状態でした。譲渡人は体調が悪く、立ち合いのときも立っているのもままならない状態でした。息子が管理している状態でしたので、息子に贈与して引き続き野菜等を植えて管理するとのことで、問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、飲食店勤務ですが、週末には譲渡人である父親と共に野菜等を栽培しながら農地を管理していくことから、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号4番、申請人、譲渡人、 、 、 歳。譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字、地番、地目、台帳、現況ともに田、地積m^2、合計1筆のm^2。譲受人の経営面積は、田畑合わせてa。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、農業委員より説明願います。
委員	この案件も1月19日で現地確認を行いました。譲受人は畜産を広く行っています。譲渡人は叔母にあたるようです。譲受人が親族として管理していましたが、譲渡人が高齢で誰も受け手がいないとのことで、譲渡人に贈与して管理していただくとのことです。問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、既に申請地を耕作している譲受人との間で贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人は譲渡人と身内の間柄で、以前より申請地で牧草を耕作しており、取得後も引き続き牧草を耕作していくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。

阿部主査	番号5番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに田、地積■■■■㎡、他4筆、合計5筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	1月21日に委員と事務局2名と譲渡人と現地確認を行いました。譲渡人は■■■■に住んでいますが、体調が悪く、入退院を繰り返している状態です。■■■■に帰ることもほとんどなく、管理・維持が困難であるということから、近所の譲受人にお願いしたという流れになります。譲受人は近辺に畑を所有しており、野菜等を作っています。今後は現状のまま維持管理を行っていくようです。
議長	5番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■委員	譲受人は息子がおり、畑仕事をよく行っているようなので、農地の管理について問題なく取り組んでいけると思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住する譲受人との間で贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人は譲渡人と知人であり、譲渡人から、農地の管理を依頼され、譲り受けることとなりました。取得後は、さつまいも等の野菜及び、水稻を耕作する計画であり、水稻については共に耕作する者もいることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、6番及び7番につきましては関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号6番と番号7番について併せて説明します。 申請人、譲渡人は、番号6番、番号7番共に、■■■■区、■■■■、■■歳。譲受人は、番号6番、■■■■、■■■■、■■歳、番号7番は、■■■■、■■■■、■■歳。番号6番の申請の土地は、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに畑、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡、譲受人の経営面積、田畑合わせて■■■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 番号7番の申請の土地は、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに畑、地積■■■■㎡、他2筆、合計3筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	6番及び7番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	1月21日に事務局と委員と本人で現地確認を行いました。譲受人の■■■■さんについては、■■■■地区は現在■■■■を主に作っていますが、その役員をしています。■■■■の高台のところ

	にあります。元々草が生えていましたが、現在は綺麗に草刈りされていて、今後は■■■■を植えていくようです。もう一方の■■■さんは■■■の人ですが、相当前から作っている人です。相手は管理が困難とのことで、その隣接地を持っていた■■■さんをお願いしたようです。審議をお願いします。
議長	6番及び7番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	6番については■■■を植えていた土地で■■■さんも一緒にやっていましたが、歳で出来なくなり、娘から■■■さんへ何とかしてほしいとお願いして、贈与する話となったようです。審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、管理が困難な譲渡人と、申請地周辺で耕作を行っている譲受人との間で、番号6番については贈与、番号7番については売買の話がまとまったため申請となりました。 譲渡人は、高齢かつ体も不自由になっていることから、耕作及び管理が困難となり、譲渡人の娘の依頼により、譲受人が管理することとなりました。番号6番の譲受人は、■■■地区で息子と共に水稻などを広範囲で耕作しており、申請地では、■■■■を栽培し管理していきます。番号7番の譲受人は、申請地周辺でも水稻、麦などを耕作しており、申請地でも、周辺農地同様、水稻、麦及び大豆などを耕作することから、今回の農地取得に関して、番号6番、7番共に耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番・及び番号7番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■さん及び■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号8番、申請人、譲渡人、■■■区、■■■、■■■歳、譲受人、■■■区、■■■、■■■歳。申請の土地、大字■■■、地番■■■、地目、台帳、現況ともに畑、地積■■■㎡、合計1筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	8番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	1月20日に委員と事務局2名と譲渡人で現地確認を行いました。宅地の横にあり、家の近所に土地がないので、宅地に農業用倉庫を建てて、その横に家庭菜園の野菜を作りたいとのことです。問題ないと思います。譲受人は■■■歳ですが、息子が水稻を作っており、仕事をしながら休みを取って作業をしているようですので、問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住し、耕作を行っている譲受人との間で売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、申請地と隣接する宅地も取得し、申請地同様、管理いたします。申請地では、後継者と共に、大根、さつまいもなどの野菜を栽培して管理していくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。

	のと判断されます。許可条件についてですが、A 4 の許可基準一覧をご覧ください。番号 8 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第 3 条第 2 項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第 4 6 号」について、事務局の説明及び地区担当委員より意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第 4 6 号」については、農地法第 3 条第 1 項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 4 6 号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第 4 7 号」「農地法第 4 条の申請について」を議題といたします。1 番及び 2 番につきましては関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。
梶原主査	事務局の梶原です。よろしくお願いします。 議案書 4 ページをお開きください。 議案第 4 7 号 農地法第 4 条の申請について 農地法第 4 条第 1 項により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 番号 1 番、申請者、■■■■区、■■■■、■■■■歳、無職。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目畑、地積■■■■㎡、合計 1 筆の■■■■㎡。 番号 2 番、申請者、■■■■、■■■■、■■■■歳、無職。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、畑、地積■■■■㎡、合計 1 筆の■■■■㎡。申請内容、農業用施設用地（農機具置場・堆肥置場・駐車場）として。申請理由、申請地は、太陽光発電施設設置工事のための現場事務所及び資材置場用地として、令和 7 年 1 月 7 日付で農地法第 5 条の一時転用許可を受け、造成して法人へ貸していたが、一時転用完了後は農地に復元せず、現状のまま近隣の営農者が利用できる農業用施設用地として有効活用したい。こちらは第 2 種農地です。 以上です。
議長	1 番及び 2 番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	■■■■さんは太陽光発電のために令和 7 年に一時転用の許可を受けて貸していました。その後は復元せず、土地の前にある■■■■の施設用地として利用するようです。
議長	1 番及び 2 番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	もともとは復元の予定でしたが、隣接地で■■■■が■■■■を作っている土地があり、付近の土地を荒れないように管理しているとのことで、今回の土地も復元すると竹が入ってきて管理が難しくなるので、法人の倉庫等の用地として利用するという申し出がありました。審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。

梶原主査	申請地は、近隣で太陽光パネル設置工事を行うための現場事務所、資材置場用地として、昨年の１月に一時転用の許可を取得していた土地であり、当時の転用者だった■■■■■と土地所有者との間で、昨年１２月末までの１年間、賃貸借契約を交わしていました。パネル設置工事完了後、「期限までに農地に復元して返却すること」を条件に一時転用許可していましたが、土地所有者２名より「農地に戻しても管理ができず、将来的に荒廃してイノシシの住処になってしまう。復元せず現状のまま引き渡して欲しい。近くで農業を営む個人や農事組合法人に貸して有効活用したい。」との申し出があり、今回の申請になりました。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第２種農地」と判断されます。「第２種農地」は農地以外の土地や第３種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 一度、農地に戻してから転用許可を取得し、再度、造成工事を行うことが著しく不経済であること、改めて代替地を検討するよりも、申請地を現状のまま利用の方が地域農業にとって合理的かつ有益であることから、当該地以外の土地では目的が達成できません。 また、この土地は農用地区域内農地ですが、使用目的の用途変更済みであることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地２筆の北側は畑及び公衆用道路、東側は山林及び公衆用道路、西側は畑、南側は山林にそれぞれ接しており、今回の転用に関して隣接する土地所有者からの承諾書が添付されています。 土地利用計画につきましては、■■■■■は耕作土及び完熟処理済み堆肥の仮置き場所、■■■■■は農機具置場、駐車場として利用する計画で、碎石が既に敷かれて造成されており、周囲にフェンスも設置されています。 追加での工事等は行わず、現状のまま利用する計画です。 排水計画につきましては、これまで通り北側の市道側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましても、現状のまま利用するため新たな費用は発生しません。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第４７号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
緒方委員	この件は■■■■■さんが直接利用するわけではないので、第三者が使うなら５条申請となると思いますが、そのあたりの整理はどうなっていますか？
梶原主査	主に名前が挙がった■■■■■さんは３年ほどはできるかな？という感じで、まだ先々の見通しが経っていない状態です。５条申請をしてしまうと、ずっと当該法人が管理しなければならなくなります。周りに個人の農家もいますので、周囲の農家・農業法人へ貸す倉庫用地として地主自身が管理する、という整理をさせていただきました。
議長	ほかにありますか？ なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第４７号」については、農地法第４条第１項により、許可すること

	にご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第４７号」については、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第４８号」「非農地証明願いについて」の３番を議題といたします。番号３番については、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員、退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
梶原主査	議案書５ページをお開きください。 議案第４８号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 議案書６ページです。番号３番、申請者、 区、 、申請の土地、大字 、地番 、地目田、地積 ㎡、外１筆、合計２筆の ㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、父の代の平成１７年頃まではお米を作っていたが、高齢になったこと、農地としての管理も困難になったことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	３番について、 農業委員より説明願います。
 委員	１月１９日、事務局２名と委員と現地確認を行いました。川を沿って へ向かう途中の土地です。昔は田だったようですが、水路もなく、とても耕作できる状態ではありませんでした。申請者も年齢がそこそこで耕作が難しいとのことでした。審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を１月１９日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。申請者は、平成２７年に相続により申請地を取得しています。ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第２の４に該当します。また、この土地は令和８年１月２０日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、原野として管理するとのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第４８号」の３番について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第４８号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第４８号」の３番については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■委員、入室 >
議長	次に、「議案第４２号」の１番から２番及び４番から５番を議題といたします。１番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	議案書５ページに戻ります。番号１番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目田、地積■■■■㎡、合計１筆の■■■■㎡。申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和６２年頃に、農地法の許可を得ることなく駐車場として造成し、隣接土地所有者の法人に貸してしまったとのことです。 以上です。
議長	１番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	現地は砂利が敷かれて駐車場となっていますが、裏は■■■■で、周辺が竹林となっていました。毎日目にする土地でしたが、この周辺が田という認識がないような場所です。ここ１年ほどで竹を刈って申請が上がったとのことです。当日は委員と事務局２名と持ち主の代理人で現地立ち合いを行いました。現状は田んぼに戻すことができないような状態です。
議長	１番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	３～４年前に息子が退職して帰ってきて、ここだけでなくほかの土地も美しく管理していますので、ここもちゃんと管理してくれると思います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を１月１６日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、昭和６２年に相続により申請地を取得しています。 当時、農地法を認識しておらず、碎石を敷き造成して貸してしまったとのことで、このことについては始末書が提出されています 申請地の現況は、証明書発行基準第２の５に該当します。また、この土地が農用地区域外でaことを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地でと考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、息子へ名義変更し、引き続き法人に貸す予定とのことです。 以上です。
議長	次に、２番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号２番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、外８筆、合計９筆の■■■■㎡。申請地の状況は宅地・山林・原野で、転用又は耕作放棄された理由は、■■■■、■■■■については、平成１５年頃に農地法の許可を得ることなく宅地の一部に造成、及び倉庫を建築してしまった。その他の土地については、平成２７年頃まではお米や野菜を作っていたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。

	以上です。
議長	2 番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	3 条申請があった■■■■さんの案件です。■■■■と■■■■については、倉庫兼たくさん飼っている犬の小屋という感じでした。他の土地については山林状態であり、立地条件が悪く、体調が悪い■■■■さんと仕事をしている息子さんが耕作するのは可哀そうなほどの状態でした。作れる土地については3 条申請で耕作していくようです。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	現地を1 月1 9 日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、平成1 9 年に相続により申請地を取得しています。うち2 筆については、平成1 5 年頃に農地法を認識しておらず倉庫・宅地の一部として無断転用してしまったとのことで、このことについては始末書が提出されています。申請地の現況は、証明書発行基準第2 の5 及び2 の4 に該当します。また、申請地のうち5 筆は令和8 年1 月2 0 日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、息子の名義へ変更するとのことです。 以上です。
議長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号4 番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目畑、地積■■■■㎡、合計1 筆の■■■■㎡。申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成1 7 年頃に、農地法の許可を得ることなくお墓を建てるための基礎部分を建立してしまったとのことです。 以上です。
議長	4 番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	先ほど3 条申請があった■■■■さんの土地に面しています。地目は畑ですが、平成1 7 年に造成をしています。このまま元に戻すのは困難ですので、非農地として申請がありました。
議長	4 番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	本人はお墓を建てるつもりで造成したようですが、今は建っていません。造成した土地だけが残っている状態です。審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	現地を1 月2 1 日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、平成2 1 年に相続により申請地を取得しています。平成1 7 年頃に、許可を得ることなくお墓の基礎部分として無断転用してしまったとのことで、このことについては始末書が提出されています。申請地の現況は、証明書発行基準第2 の5 に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、お墓は建てず現状のまま管理するとのことです。

	以上です。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号5番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]、地番[]、地目畑、地積[]㎡、合計1筆の[]㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、令和元年頃までは、広大な申請地の一部に果樹などを植えていたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	5番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	隣接地で梨が栽培されていました。管理ができないということで、今回の申請となったようです。
議長	5番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	周りの土地については[]さんへ受け渡しているようです。この土地についても将来的に引き渡すかもしれませんが、現状の状態だと農地として使えないため非農地にするようです。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	現地を1月21日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。申請者は、平成16年に相続により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。 また、この土地は令和8年1月20日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の農地と併せて譲渡するとのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第48号」の1番から2番及び4番から5番について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第47号」の1番から2番及び4番から5番については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第47号」の1番から2番及び4番から5番については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第49号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の1番及び2番について議題といたします。番号1番及び2番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、[]委員には退出していただきたいと思います。
	< []委員、退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
阿部主査	議案書7ページをお開きください。

	「議案第４９号」「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 今回も前回同様、貸人、公社、借人といった一連の流れで、ご説明いたします。 それではまず、番号１番と番号２番の案件について説明します。 番号１番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目田、地積[REDACTED]㎡、他６筆、計７筆[REDACTED]㎡の土地につきましては、公益社団法人 大分県農業農村振興公社理事長岡本天津男を通し、番号２番 借人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は１０年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて[REDACTED]aです。 以上です。
議長	只今、「議案第４９号」の１番及び２番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第４９号」の１番及び２番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第４９号」の１番及び２番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた[REDACTED]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< [REDACTED]委員、入室 >
議長	次に、「議案第４９号」の３番から１８番について議題といたします。事務局の説明を求めます。
阿部主査	続きまして、議案書８ページをお開き下さい。 番号３番から番号１０番について、併せてご説明いたします。 番号３番 貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、番号４番 貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、番号５番 貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、番号６番 貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、番号７番 貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、番号８番 貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、番号９番 貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、の申請の土地、全２２筆、[REDACTED]㎡の土地につきましては、公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 岡本天津男を通し、番号１０番 借人、[REDACTED]区、[REDACTED]、設立[REDACTED]年への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は３年、新規、借人の経営面積は、田畑合わせて[REDACTED]aです。 続きまして、議案書１０ページをお開き下さい。番号１１番と番号１２番について併せて説明します。 番号１１番 申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]歳、申請の土地、大字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目田、地積[REDACTED]㎡ 他２筆、計３筆[REDACTED]㎡の土地につきましては、公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 岡本天津男を通し、番号１２番 借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]歳への貸付となります。耕作作物

	物は水稻です。設定期間は10年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて■■■■aです。 続きまして、番号13番と番号14番について併せて説明します。 番号13番 申請人、貸人、■■■■、■■■■、■■■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目田、地積■■■■㎡ 計4筆の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長岡本天津男を通し、番号14番 借人、■■■■、■■■■への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は10年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて■■■■aです。 続きまして、番号15番と番号16番について併せて説明します。番号15番の申請人、貸人、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、■■■■、地目田、地積■■■■㎡ 他6筆、計7筆の土地につきましては、公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 岡本天津男を通し、番号16番の申請人、借人、■■■■、■■■■、■■■■歳への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は10年再設定、借人の経営面積は、田畑合わせて■■■■aです。 なお、これまで紹介しました案件の、土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書13ページから19ページまでの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。議案書11ページをお開き下さい。 番号17番と番号18番について併せてご説明します。 番号17番 申請人、貸人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、申請の土地、■■■■、地番■■■■、地目田、地積■■■■㎡ 計1筆の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長岡本天津男を通し、番号18番 借人、■■■■区、■■■■、設立■■年への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は10年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて■■■■aです。 以上です。
議長	只今、「議案第49号」の3番から18番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第49号」の3番から18番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第49号」の3番から18番については、「意見なし」として報告します。
議長	次に、「議案第50号」「農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
阿部主査	続きまして議案書20ページをお開きください。 「議案第50号」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか意見を求める。 ア．所有権の移転（公社からの売渡） この案件は、令和7年12月5日、第9回総会の議案第41号で承認いただきました、譲渡人、■■■■から公社が買入を行っていたもので、次の段階として、今度は、公社から譲受人、■■■■

	への売渡しとなるものです。 番号 1 番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長岡本天津男、申請の土地、大字、地番、地目、田、地積㎡、他 3 筆、合計 4 筆の㎡。農地売買等支援事業による公社への売渡しとなります。 よって、今回の大分県農業農村振興公社からの売渡しは、番号 1 番の売り手農家数 1 戸、買い手農家数 1 戸、ア.所有権の移転面積は㎡です。 続きまして、イ. 所有権の移転（公社への買入）。この案件も、公社を通じ、売買による所有権移転となります。 番号 2 番、申請人、譲渡人、 、 、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長岡本天津男、申請の土地、大字、地番、地目、田、地積㎡、他 5 筆、合計 6 筆の㎡。農地売買等支援事業による公社買入となります。譲受人の経営面積は、公社のためありません。 今後の総会において、公社から借人のへ売渡し案件としてあがる予定です。 今回の大分県農業農村振興公社への買入は、番号 1 番の売り手農家数 1 戸、買い手農家数 1 戸、イ. 所有権の移転面積は㎡です。 以上です。
議長	只今、「議案第 5 0 号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第 5 0 号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案 5 0 号」については、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することに決します。
議長	次に、「議案第 5 1 号」「令和 8 年度農作業標準料金の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
中根次長	農地・管理係の中根です。よろしくお願いします。 それでは、議案書 2 1 ページと本日お手元にお配りしている「令和 8 年度農作業標準料金一覧表」をごらんください。 「議案第 5 1 号」「令和 8 年度農作業標準料金の設定について」 下記のとおり、令和 8 年度農作業標準料金について設定を行いたいのので、意見を求める。 別紙 1 をご覧ください。表が作業料金、裏が乾燥の別表になっています。 作業料金につきましては、税抜き価格で記載しています。 さる 1 月 2 8 日に、令和 8 年度農作業標準料金検討会を開催しました。 検討会の構成員は会長、副会長、杵築・山香・大田地区の代表委員および推進委員、農林水産課長、活性化センター所長、JAおおいた東部事業部、及び事務局です。 内容につきましては、昨年度は、昨今の物価上昇や原油価格の高騰、人件費の上昇を考慮して、作業料金については 2 0 0 円程度、人件費については 1 0 0 円の引き上げをおこないました。今年度につきましても、米価の高騰、物価上昇や人件費の上昇等が続いている中、多くの委員から

	やはり引き上げるのが妥当ではないかとの意見いただいたので、そういった部分を考慮して、作業料金、人件費ともに概ね１００円程度の引き上げをおこないました。 なかなかこれと言った根拠を示すのに苦慮していますが、来年度以降も他市の状況や関係機関の状況と比較しながら、安易に値上げするのではなく、しっかりとした根拠を持って料金改正に努めるよう努力していきます。 なお、この作業料金はあくまでも標準ですので、耕作条件等により当事者間の契約の参考としていただくものになります。 施行日は、令和８年４月１日の予定です。 本日、承認をいただきましたら、その後、施行日に合わせて市のホームページでも公表するとともに、広報きつき４月号にも掲載いたします。 以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	只今、「議案第５１号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第５１号」について、これを設定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第５１号」は、これを設定することに決します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第１２号」がありますので、事務局より報告願います。
阿部主査	議案書２２ページをお開きください。 報告第１２号 農地法第１８条第６項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について。下記の土地について農地法第１８条第６項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号１番と番号２番についてですが、関連がございますので併せてご報告します。番号１番の借人、■■■■区、■■■■、■■歳が公益社団法人大分県農業農村振興公社を通し借り入れている土地、大字■■■■、地目田、地積■■■■㎡ 他５筆、合計６筆を番号２番の貸人、■■■■、■■■■、■■歳へ返還するための合意解約です。借人、■■■■の耕作農地の整理のためです。 続きまして、番号３番と議案書２３ページの番号４番・５番につきましても、関連がございますので併せてご報告します。番号３番、借人、■■■■区 ■■■■、■■歳が公益社団法人 大分県農業農村振興公社を通し、借り入れている土地、大字■■■■ 地目、田、地積■■■■㎡ 他３筆、合計４筆を番号４番の貸人、■■■■、■■■■、■■歳と、番号５番、貸人、■■■■、■■■■、■■歳に返還するための合意解約です。借人、■■■■が耕作農地を整理するためです。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和７年度第１１回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(１０ ： ４５ 終了)